

市町村情報連絡員実施要綱

平成21年3月26日
知 事 決 裁

(趣旨)

第1条 地震その他の災害の発生時における市町村の被害情報（特に初期情報）の県への報告を支援するため、市町村情報連絡員（以下「情報連絡員」という。）の実施要綱を定める。

(役割)

第2条 情報連絡員は、主に災害発生の初動時において、市町村へ入ってくる被害情報の収集及び県への報告にあたることを役割とする。具体的には、次のとおりとする。

- (1) 市町村の状況把握（市町村災害対策本部の設置、市町村職員の参集及び県との通信状況等）
- (2) 被害状況等の情報収集
- (3) 支部との連絡調整
- (4) 支援内容の調整

なお、市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合は、別に定める「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、「彩の国災害派遣チーム」を派遣し対応することとする。

(参集基準)

第3条 情報連絡員は、次の場合において、あらかじめ指定された市町村庁舎に速やかに参集するものとする。

- (1) 勤務時間外において、県内に震度6弱以上の地震が発生した場合（動員指令の有無に関わらない）
- (2) 勤務時間外において、風水害等で次に該当し動員指令があった場合
 - ア 激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合（多数の市町村に災害救助法が適用される場合）
 - イ 激甚な災害の発生が予想される場合（多数の市町村に災害救助法の適用が予想される場合）
 - ウ 県内に気象等に関する特別警報が発表された場合

2 情報連絡員の活動期間は、発災後48時間を目途とする。なお、帰還の指示については、支部長が災害対策本部統括部と協議の上、帰還の指示を出すものとする。

(情報連絡員の指定)

第4条 情報連絡員の指定については、知事が、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ1市町村につき概ね3人指定する。ただし、主幹級以下の職員とし、原則住所地の移転等特別な事由がない限り指定の変更はしないものとする。

(情報連絡員の窓口)

第5条 情報連絡員の窓口は次のとおりとする。

- (1) 県の窓口
支部

(2) 市町村の受入窓口
市町村災害対策本部事務局担当課

(連絡系統)

第6条 情報連絡員は、入手した情報を支部（支部と連絡が取れない場合は、災害対策本部統括部）に伝達するものとする。

なお、現行ルールでの災害情報連絡体制を変えるものではなく、主に災害発生時における初期情報連絡の補完を役割とする。

(通信手段)

第7条 支部との連絡調整には、市町村の防災行政無線、電話、ファクシミリ、メール、Webコミュニケーションツール等を使用する。

(服装・装備品)

第8条 埼玉県職員であることを明らかにするため、埼玉県腕章を着用する。

2 装備品は、次のとおりとする。

- (1) 筆記用具
- (2) 市町村情報連絡員行動マニュアル
- (3) 飲食料

(応援)

第9条 情報連絡員は、業務の遂行に当たり要員が不足する場合は、必要な人数、業務内容を支部長に要請する。要請を受けた支部長は、必要に応じ、応援要員を派遣するものとする。

2 情報連絡員は、業務の遂行に当たり必要な装備品等が生じた場合は、支部長に要請する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。